

1 いつから勉強を再開するか？

重要なこと

「いつから再開するか」は決める

2 2年目以降に意識していただきたいこと

楽しむ

3 2年目以降に必要な講座

合格するために必要なこと

- ①現時点で合格レベルに達していることを維持していく
- ②現時点で合格に足りていない部分を補っていく

方法

- ①個別指導
- ②講座 → 網羅的に説明がされる講座

4 中上級講座は担当しない→基礎講座のみ

5 2年目以降の講座を選ぶ基準

安易に決めない

1. 記憶すべき事項の絞り込みが適切か

- ①平成 28 年度本試験（肢別分析表）※P6～19 参照
- ②平成 27 年度本試験（肢別分析表）※P20～33 参照
- ③平成 26 年度本試験（肢別分析表）※P34～45 参照

2. きちんと勉強・準備をしている講師か

調べる手段① 無料講義

- ・民法の全体像（ガイダンス4・5）
- ・会社法の全体像（ガイダンス6・7）
- ・民法第1回講義

【視聴方法】

- ・リアリスティック司法書士試験／担当ガイダンス
<http://realistic-sihousyosisikenn.jp/category20/>

調べる手段② 書籍

- ・『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅰ [総則]』
- ・『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅱ [物権]』
- ・『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅲ [債権・親族・相続]』

3. 知識の抽象化をする講座なのか

平成28年度（午前択一）第22問

- 2 Aが死亡した後、B及びCは、遺産分割協議において、BがAの遺産である甲土地の所有権を取得することに合意した。その後、Cは、Dに対し、甲土地の2分の1の持分を売却し、その旨の所有権の移転の登記をした。この場合に、Bは、Dに対し、登記なくして甲土地全部の所有権の取得を対抗することができる。
- 4 Aは、Bに対してA所有の甲土地を贈与したが、その旨の所有権の移転の登記がされないまま、Cに対して甲土地を遺贈する旨の遺言をし、その後に死亡した。この場合に、Bは、Cに対し、登記なくして甲土地全部の所有権の取得を対抗することができない。

4. 勉強法に対する基本思想に共感できるか

5. フォロー制度の充実度

①毎回の講義終了時に「解くべきか過去問のナンバー」「条文番号（不動産登記法・商業登記法・供託法を除く）」「申請書の番号（不動産登記法・商業登記法）」を伝える

②過去問演習，質問・相談制度

本講座は，フォロー制度として講座専用ブログ（受講生の方のみに URL・パスワードを通知）を使用。講座専用ブログでは，以下の2点のフォローを行う。

- ・コメント欄でのご質問・ご相談受付

回答が早い

- ・毎回の講義終了後に解く過去問の情報（P46～53 参照）

テキスト未掲載の知識・まだ講義で触れていない知識の指摘
すべての肢（テキストに根拠がある肢）の根拠ページを記載
一部の肢の解説（学説問題など）

③推測採点基準（松本作成）の提供（平成 29 年度本試験の直前期）

6 今から受講し始めた場合の講義消化スケジュール

【7/25 スタート】

科目	講義回数	講義時間数	日数	目安の期間
民法	26回	78時間	57日	7/25 ~ 9/19
不動産登記法	20回	60時間	44日	9/20 ~ 11/2
会社法・商業登記法	31回	93時間	83日	11/3 ~ 1/24
不動産登記（記述）	7回	21時間		会社法・商業登記法と並行
民事訴訟法・民事執行法・民事保全法	12回	36時間	32日	1/25 ~ 2/25
商業登記（記述）	7回	21時間		民事訴訟法～憲法と並行
供託法・司法書士法	5回	15時間	14日	2/26 ~ 3/11
刑法	7回	21時間	19日	3/12 ~ 3/30
憲法	6回	18時間	16日	3/31 ~ 4/15
合計	121回	363時間	265日	

→ 「週 3.20 コマ」 ペース

【8/5 スタート】

科目	講義回数	講義時間数	日数	目安の期間
民法	26回	78時間	54日	8/5 ~ 9/27
不動産登記法	20回	60時間	42日	9/28 ~ 11/8
会社法・商業登記法	31回	93時間	80日	11/9 ~ 1/27
不動産登記（記述）	7回	21時間		会社法・商業登記法と並行
民事訴訟法・民事執行法・民事保全法	12回	36時間	31日	1/28 ~ 2/27
商業登記（記述）	7回	21時間		民事訴訟法～憲法と並行
供託法・司法書士法	5回	15時間	13日	2/28 ~ 3/12
刑法	7回	21時間	18日	3/13 ~ 3/30
憲法	6回	18時間	16日	3/31 ~ 4/15
合計	121回	363時間	254日	

→ 「週 3.33 コマ」 ペース

【8/15 スタート】

科目	講義回数	講義時間数	日数	目安の期間
民法	26回	78時間	53日	8/15 ~ 10/6
不動産登記法	20回	60時間	40日	10/7 ~ 11/15
会社法・商業登記法	31回	93時間	77日	11/16 ~ 1/31
不動産登記（記述）	7回	21時間		会社法・商業登記法と並行
民事訴訟法・民事執行法・民事保全法	12回	36時間	30日	2/1 ~ 3/2
商業登記（記述）	7回	21時間		民事訴訟法～憲法と並行
供託法・司法書士法	5回	15時間	12日	3/3 ~ 3/14
刑法	7回	21時間	17日	3/15 ~ 3/31
憲法	6回	18時間	15日	4/1 ~ 4/15
合計	121回	363時間	244日	

→ 「週 3.47 コマ」 ペース

【8/25 スタート】

科目	講義回数	講義時間数	日数	目安の期間
民法	26回	78時間	50日	8/25 ~ 10/13
不動産登記法	20回	60時間	39日	10/14 ~ 11/21
会社法・商業登記法	31回	93時間	73日	11/22 ~ 2/2
不動産登記（記述）	7回	21時間		会社法・商業登記法と並行
民事訴訟法・民事執行法・民事保全法	12回	36時間	29日	2/3 ~ 3/3
商業登記（記述）	7回	21時間		民事訴訟法～憲法と並行
供託法・司法書士法	5回	15時間	12日	3/4 ~ 3/15
刑法	7回	21時間	17日	3/16 ~ 4/1
憲法	6回	18時間	14日	4/2 ~ 4/15
合計	121回	363時間	234日	

→ 「週 3.62 コマ」 ペース

平成 28 年度本試験午前択一（肢別分析表）

※「正答率」は、辰巳法律研究所の Web 択一再現（平成 28 年 7 月 7 日〔木〕時点）に基づくものです。

※「Rank」は、以下の 3 つに分けています。

- ・ A : 70%以上
- ・ B : 70%未満～40%以上
- ・ C : 40%未満

※「T」はテキストまたは過去問にある肢です。テキストのページ数は、平成 28 年度向けリアリスティック一発合格松本基礎講座の『Realistic Text』等のものです。過去問は、辰巳法律研究所の『択一過去問本』（平成の過去問・昭和の一部の過去問）のうち、松本が不要であると判断したものを除いたものです。

※「(過)×」のマークをつけている問題：過去問の知識では正解にたどり着くことができない問題（2 択や 3 択までいくものも含む）

※「(テ) (過)×」のマークをつけている問題：テキスト・過去問の知識では正解にたどり着くことができない問題（2 択や 3 択までいくものも含む）

※過去問のうち「()」としているものは、その過去問知識だけで解けるわけではないが、「一部の知識が重なっている」または「関連している過去問」です。

		正答率	Rank		テキスト等	過去問
第 1 問	ア	87.9%	A	T	P56	27-1-エ
	イ			T	P59	
	ウ			T	P60	
	エ					
	オ			T	P58	
第 2 問 (テ) (過) ×	ア	46.0%	B			
	イ					
	ウ					
	エ					
	オ					
第 3 問 (過) ×	ア	67. %	B	T	P156	19-2-イ
	イ			T	P162	16-1-イ, 15-3-2
	ウ			T	P144	15-3-1
	エ					
	オ			T	P161	(20-2-ア, 15-3-3)

第4問 ㊦ ㊧ ×	1	31.0%	C	T	I・P31	
	2			T	II・P31	
	3					
	4					
	5					
第5問	ア	91.9%	A	T	I・P93	9-3-1, 7-4-ウ
	イ			T	I・P94	9-3-3, 7-4-ア, 4-7-ウ
	ウ			T	I・P97	23-6-エ, 21-23-エ, 20-6-イ, 13-3-オ
	エ			T	I・P96	20-6-ウ, 13-3-ウ, 8-3-1
	オ					
第6問 ㊧ ×	ア	27.8%	C	T	II・P181	(23-17-ア)
	イ			T	II・P136	4-6-5
	ウ			T	I・P133	11-2-イ, 5-3-エ, 61-4-1
	エ					
	オ					
第7問	ア	91.9%	A	T	I・P160, 159	7-16-ア, 2-2-ア
	イ			T	I・P161	24-7-ウ, 17-8-ウ, 16-11-イ
	ウ			T	I・P240	23-12-イ
	エ			T	I・P163	24-7-ア, 16-11-ア, 62-9-5
	オ			T	I・P157, 162	
第8問 ㊧ ×	ア	83.5%	A	T	I・P181	7-10
	イ			T	I・P181	
	ウ			T	I・P178	13-7-エ
	エ					
	オ			T	I・P182	
第9問 ㊧ ×	ア	87.1%	A	T	I・P194	(63-15-5)
	イ			T	I・P197	(23-8-ウ, 22-8-イ, 16-13-エ)
	ウ			T	I・P195 (199)	
	エ				(I・P193)	
	オ			T	I・P193 (194)	22-8-ア

第10問 ⑥ ×	1	77.8%	A	T	I・P233	(18-13-オ, 11-12-イ)
	2			T	(I・P234)	(11-12-オ)
	3			T	I・P234	24-10-ア, 3-11-5
	4			T	I・P242	26-10-ウ, 2-17-1, 午後 25-22-オ, 午後 18-17-ア
	5			T	I・P234	
第11問 ⑥ ×	ア	67.3%	B	T	I・P259, 先取 特権レジュメ	
	イ					
	ウ			T	I・P263	16-14-エ
	エ			T	I・P263	
	オ			T	I・P259, 先取 特権レジュメ	19-9-1
第12問	ア	88.3%	A	T	I・P316	9-12-オ
	イ			T	I・P315	20-14-ア, 17-14-オ(1-5-4)
	ウ			T	I・P290	23-13-ウ, 19-15
	エ			T	I・P280	18-16-ア, 21 記述
	オ			T	I・P293	24-13-オ
第13問	ア	90.3%	A	T	I・P303	25-14-エ, 17-15-ア, 12-16-4, 1-11-イ
	イ			T	I・P303	25-14-オ, 23-14-ア, 16-16-ア
	ウ			T	I・P308	26-13-ア, 21-14-ウ, 17-15-ウ, 12-16-3
	エ			T	I・P304	23-14-ウ, 21-14-オ
	オ			T	I・P310	23-14-オ, 17-15-エ, 12-16-5, 6-13-ア
第14問 ⑥ ×	ア	41.5%	B	T	I・P329	13-13-ア
	イ			T	I・P332	(13-13 ウ)
	ウ			T	I・P331	24-14, 8-13-3
	エ					
	オ					

第15問 ④ ×	ア	60.1%	B			
	イ			T	I・P347	24-15-ウ
	ウ					
	エ			T	出題予想会レ ジュメ・譲渡担 保権の判例④, II・P211	
	オ					
第16問 ④ ×	ア	92.3%	A	T	II・P16	15-17-ア, 4-1-5
	イ			T	II・P18	60-3-2
	ウ					
	エ			T	II・P16	(19-4-エ) 15-17-イ
	オ			T	II・P149	
第17問 ④ ×	ア	73.4%	A	T	II・P48, 67	連帯債務:21-16-オ, 19-19-ウ, 6-1-ア, 4-4-イ 連帯保証:(24-6-エ, 19-19- イ, 13-15-ア, 10- 7-ウ, 1-2-3)
	イ			T	II・P51, 72	連帯債務:6-1-ウ, 1-14-5 連帯保証:6-1-ウ
	ウ			T	II・P50, 72	
	エ			T	II・P52, 72	連帯債務:(25-16-イ) 3-22-エ
	オ			T	II・P56, 70	連帯保証:7-6-イ
第18問	ア	85.9%	A	T	II・P204	6-16-4, 3-11-3, 午後23-17-ア
	イ			T	II・P206	10-6-ア
	ウ			T	II・P206	10-6-ア
	エ			T	II・P206	20-9-ウ, 8-9-ア
	オ			T	II・P222	(18-19-オ)
第19問	ア	81.9%	A	T	II・P117	24-16-5
	イ					
	ウ			T	II・P260	
	エ			T	II・P261	13-14-イ

	オ					
第20問	1	94.4%	A	T	II・P301	4-21-ウ
	2			T	II・P298	
	3			T	II・P298	24-21-ア, 21-21-ア, 16-21-イ
	4			T	II・P298	24-21-オ, 18-21-オ
	5			T	II・P220	
第21問 ㊦ ㊧ ㊨ ×	ア	92.3%	A	T	II・P330	19-21-オ, 6-21-イ
	イ			T	II・P335	12-22-ウ, 6-21-オ
	ウ					
	エ					
	オ					
第22問	1	89.9%	A	T	I・P169	
	2			T	I・P168	25-7-ウ, 17-8-オ, 13-6-3, 10-13, 9-10-3, 6-18-オ, 4-14-ウ
	3			T	I・P169	25-7-ア, 17-8-エ, 6-18-ア, 4-14-イ
	4			T	II・P392	25-7-イ, 18-24-オ
	5			T	I・P167	17-24-ア, 14-6-オ, 13-6-1, 9-10-1, 4-14-ア
第23問	ア	86.7%	A	T	II・P401	25-23-エ
	イ			T	II・P402	16-22-4, 12-21-エ
	ウ			T	II・P399	
	エ			T	II・P398	2-21-4
	オ			T	II・P398	20-24-エ, 10-20-イ
第24問	ア	65.3%	B	T	P15	22-24-ウ, 62-24-1
	イ					
	ウ			T	P34	24-24-エ
	エ			T	P15	
	オ			T	P15	
第25問	ア	74.2%	A	T	P144	26-26-ア
	イ			T	P130	19-26-イ
	ウ				(P122)	

	エ			T	P118	
	オ			T	P128	19-26-オ
第26問 Ⓢ ×	ア	74.2%	A	T	P207	
	イ			T	P206	6-23-オ
	ウ			T	P206	6-23-ウ
	エ			T	P209	3-25-オ
	オ			T	P207	6-23-エ
第27問 Ⓢ ×	ア	83.9%	A	T	I・P53～54・ 56	(22-27-ウ, 午後27-28-エ, 午後19-29-イ) 61-35-3
	イ			T	I・P70	
	ウ			T	I・P53～54	
	エ			T	I・P93	
	オ			T	II・P37	(6-30-ア)
第28問 ㊦ Ⓢ ×	ア	57.3%	B			
	イ					
	ウ					
	エ			T	I・P118	12-32-イ, 7-29
第29問 Ⓢ ×	ア	72.6%	A	T	I・P172	
	イ			T	I・P192	4-27-5
	ウ					
	エ			T	I・P174	
第30問 Ⓢ ×	ア	14.9%	C	T	I・P47	
	イ			T	I・P299	
	ウ			T	I・P302	
	エ			T	I・P299	
	オ			T	I・P303	
第31問 ㊦ Ⓢ ×	ア	37.9%	B	T	I・P488	
	イ			T	I・P448, 488	
	ウ					
	エ			T	I・P436～437, 491～492	

	オ			T	I・P354・429	
第32問 ㊦ ㊧ ×	ア	33.5%	B			
	イ			T	II・P103	
	ウ			T	II・P111	
	エ					
	オ					
第33問 ㊧ ×	ア	55.6%	B	T	II・P229	21-34-イ
	イ			T	II・P232	
	ウ			T	II・P201	
	エ					
	オ			T	II・P201	
第34問 ㊧ ×	ア	27.4%	C	T	II・P311, 305	
	イ			T	II・P311	
	ウ			T	I・P501	
	エ			T	II・P311, 307	
	オ			T	II・P309	
第35問 ㊧ ×	ア	43.5%	B	T	II・P416	
	イ			T	II・P416	14-27-1
	ウ			T	II・P419	(24-35-ウ)
	エ			T	II・P418	24-35-オ, 14-27-3
	オ			T	II・P420	8-33-5

平成 28 年度本試験午後択一（肢別分析表）

※「正答率」は、辰巳法律研究所の Web 択一再現（平成 28 年 7 月 7 日時点）に基づくものです。

※「Rank」は、以下の 3 つに分けています。

- ・ A : 70%以上
- ・ B : 70%未満～40%以上
- ・ C : 40%未満

※「T」はテキストまたは過去問にある肢です。テキストのページ数は、平成 28 年度向けリアリスティック一発合格松本基礎講座の『Realistic Text』等のものです。過去問は、辰巳法律研究所の『択一過去問本』（平成の過去問・昭和の一部の過去問）のうち、松本が不要であると判断したものを除いたものです。

※「(過)×」のマークをつけている問題：過去問の知識では正解にたどり着くことができない問題（2 択や 3 択までいくものも含む）

※「(テ) (過)×」のマークをつけている問題：テキスト・過去問の知識では正解にたどり着くことができない問題（2 択や 3 択までいくものも含む）

※過去問のうち「()」としているものは、その過去問知識だけで解けるわけではないが、「一部の知識が重なっている」または「関連している過去問」です。

		正答率	Rank		テキスト等	過去問
第 1 問	1	89.5%	A			
	2					
	3			T	P92 (95)	
	4			T	P96	
	5			T	P91	9-2-2
第 2 問 (テ) (過) ×	ア	54.4%	B			
	イ					
	ウ					
	エ					
	オ					
第 3 問	ア	75.8%	A	T	P127	23-4-オ, 21-1-エ
	イ			T	P117	25-3-ア
	ウ			T	P130	27-4-オ, 23-5-ア
	エ					
	オ					

第4問	ア	56.0%	B	T	P76	
	イ			T	P77	26-2-イ, 13-1-3, 4-2-4
	ウ			T	P76 (80)	24-3-エ, 18-1-ウ, 13-1-5
	エ			T	P77	
	オ			T	P78 (80)	23-2-オ, 16-1-ア, 13-1-4
第5問 ⓪ ×	ア	72.6%	A	T	P229	10-3-2
	イ			T	P198	17-2-オ, 16-1-ウ, 5-1-3, 3-3-3
	ウ			T	P228	(10-3-4, 3-3-1)
	エ			T	P223	10-3-1, 4-6-4
	オ					
第6問 ⓪ ×	ア	51.6%	B	T	P372	19-6-ア
	イ					
	ウ			T	P379	19-6-オ, 13-6-ウ
	エ			T	P378	(24-6-イ, 19-6-エ)
	オ				P347, 不 I P157	
第7問	ア	74.2%	A	T	P319	
	イ			T	P324	8-6-4, 3-7-1
	ウ			T	P324	15-7-エ
	エ			T	P324	
	オ			T	P328	
第8問	ア	70.2%	A	T	P144	20-8-ウ
	イ			T	P138	4-9-ア, 2-10-5
	ウ			T	P149	13-7-エ
	エ			T	P160	19-8-ウ
	オ			T	P142	(22-8-ア)
第9問	ア	83.9%	A	T	P8	20-9-ウ, 8-9-ア, 2-12-5
	イ			T	P8	(3-11-5)
	ウ			T	P8	8-9-エ
	エ			T	P8	20-10-イ
	オ			T	P9	

第10問 ④ ×	ア	67.7%	B	T	P56	(23-9-ア, 21-11-ア)
	イ					
	ウ					
	エ			T	P57	26-9-イ
	オ			T	P58	
第11問	ア	77.4%	A	T	P69	22-9-ウ
	イ			T	P63	21-9-ウ, 19-9-イ, 11-10-4, 5-10-4
	ウ			T	P66	21-9-ア, 6-10-1
	エ			T	P66	24-10-オ, 20-9-オ, 5-10-2
	オ			T	P72	
第12問	ア	78.6%	A	T	I・P250	
	イ			T	I・P259	
	ウ			T	II・P73	19-18-ア, 9-14-エ, 午前2-15-イ
	エ					
	オ			T	I・P293	22-24-エ (14-19-イ) 4-29-5
第13問	ア	76.2%	A	T	I・P172	13-26-オ
	イ			T	I・P291	27-20-オ
	ウ					
	エ			T	I・P304	19-19-イ, 13-16-ア, 1-16-5
	オ			T	II・P329	24-16-オ, 16-15-オ, 12-25-5, 8-19-オ
第14問 ④ ×	ア	85.1%	A			
	イ			T	I・P19	12-14-ウ
	ウ				(I・P93)	
	エ			T	I・P90	
	オ			T	I・P19	
第15問	ア	53.6%	B	T	I・P292	21-17-イ
	イ			T	II・P236	
	ウ			T	II・P83	13-13-ア, 7-20-4
	エ			T	II・P278	20-23-オ
	オ			T	II・P136	16-27-イ, 13-13-ウ, 9-21-3

第16問 ⑥ ×	ア	58.1%	B	T	Ⅱ・P157	15-17-ア, 4-1-5
	イ			T	I・165	26-24-オ
	ウ					
	エ			T	Ⅱ・P317~318	
	オ					
第17問 ⑥ ×	ア	82.7%	A			
	イ			T	I・P88	20-17-エ
	ウ			T	I・P86	(23-26-オ)
	エ			T	Ⅱ・P44	18-23-イ, 12-18-3, 12-27-ア
	オ					
第18問 ⑥ ×	ア	65.7%	B	T	改正補講レジュメ P1	
	イ			T	改正補講レジュメ P11	
	ウ			T	改正補講レジュメ P3	
	エ			T	改正補講レジュメ P5	
	オ					
第19問	ア	82.7%	A	T	民 I・P229~230	
	イ			T	I・P218	10-19-ウ
	ウ			T	民 I・P230	
	エ			T	I・P218	19-27-イ, 3-30-3
	オ			T	I・P220	14-14, 10-24-ア
第20問	ア	44.4%	B	T	Ⅱ・P302	24-19-3 など多数
	イ			T	Ⅱ・P302~303	24-19-1, 15-19-エ, 9-19-カ, 5-25-5
	ウ			T	Ⅱ・P303	63-26-5
	エ			T	Ⅱ・P303	4-17-3
	オ			T	Ⅱ・P307	

第21問 ⑥ ×	ア	30.2%	C	T	Ⅱ・P257, 民 Ⅰ・P242	ゴルフ場所有 : 18-17-イ, 8-21-エ, 4-27-2 存続期間の上限なし : 25-22-オ, 18-17-ア, 8-21-エ, 午前 26-10-ウ, 午前 2-17-1
	イ			T	Ⅱ・P262	15-23-エ
	ウ			T	Ⅱ・P286	
	エ			T	Ⅱ・P262	6-16-ウ
	オ			T	Ⅱ・P2	
第22問 ⑥ ×	1	63.3%	B			
	2					
	3			T	Ⅱ・P2	
	4					
	5			T	Ⅱ・P9~10	
第23問 ⑥ ×	ア	77.4%	A			
	イ			T	Ⅱ・P332, 334	16-22-4, 12-21-エ
	ウ			T	Ⅱ・P333, 334	
	エ			T	Ⅱ・P333, 334	
	オ			T	Ⅱ・P333, 334	
第24問	ア	63.7%	B	T	Ⅰ・P254	(62-25-1, 22 記述)
	イ			T	Ⅰ・P259	2-20-3
	ウ			T	Ⅰ・P116	21-13-イ
	エ			T	Ⅰ・P250	4-16-3
	オ					
第25問 ⑥ ×	ア	58.5%	B	T	Ⅰ・P34 (36)	
	イ			T	Ⅰ・P78	20-27-ア
	ウ			T	Ⅰ・P48	21-18-オ
	エ					
	オ					

第26問	ア	79.8%	A	T	I・P43	12-24-3
	イ			T	I・P43	20-22-イ, 8-23-1
	ウ					
	エ			T	I・P43	8-23-3 (1-23-4)
	オ			T	I・P42	24-26-ア, 20-22-エ, 12-24-5, 8-32-2, 1-23-5,
第27問 Ⓢ ×	ア	48.4%	B			
	イ					
	ウ			T	I・P26~27	4-30-5
	エ			T	II・P132・128	
	オ			T	II・P132・128	(6-30-ア)
第28問	ア	64.5%	B	T	II・P436	
	イ			T	II・P433	23-28-エ, 1-38-1
	ウ			T	II・P439	62-39-4
	エ			T	II・P312	10-28-3, 8-31-オ, 63-37-2
	オ			T	II・P436	23-28-ウ (17-28-ウ)
第29問	ア	69.0%	B			
	イ			T	I・P49	午前26-27-ア, 午前21-27-5, 午前3-36-ア
	ウ			T	I・P53・54	
	エ			T	I・P52	午前21-27-1
	オ					
第30問	ア	77.0%	A	T	記述第1問P9	
	イ			T	I・P336	18-31-オ, 14-34-オ, 2-32-1
	ウ			T	I・P341	
	エ			T	I・P439	午前27-30-ウ, 18記述
	オ			T	I・P379	
第31問 Ⓢ ×	ア	34.7%	C	T	I・P235	6-29-エ, 2-39-4
	イ			T	I・P231	
	ウ			T	I・P238~239	
	エ				(記述第4問)	
	オ			T	I・P230	22-29-オ, 14-33-3

第32問	ア	76.2%	A	T	Ⅱ・P16	
	イ			T	Ⅱ・P26	
	ウ			T	Ⅱ・P21	
	エ			T	Ⅱ・P35	(午前 23-32-ア) 午前 5-33-1
	オ			T	Ⅱ・P23～24	
第33問 Ⓔ ×	ア	80.6%	A	T	Ⅱ・P69	(午前 17-33-ア, 午前 3-31-3)
	イ			T	Ⅱ・P63	午前 19-33-イ
	ウ			T	Ⅱ・P68・67	(午後 24-31-ウ)
	エ					
	オ			T	Ⅱ・P64	
第34問 Ⓕ Ⓖ ×	ア	44.4%	B			
	イ					
	ウ			T	Ⅱ・P107, 111	17-29-ア, 午前 7-35-4, 午前 1-39-2
	エ					
	オ			T	Ⅱ・P87	
第35問 Ⓖ ×	ア	57.7%	B	T	Ⅱ・P479	
	イ			T	Ⅱ・P486, I・P369	
	ウ			T	Ⅱ・P479, 45	
	エ			T	Ⅱ・P491	
	オ			T	Ⅱ・P447, 484	

平成 27 年度本試験午前択一（肢別分析表）

※「正答率」は、辰巳法律研究所の Web 択一再現（平成 27 年 7 月 9 日〔木〕午前時点）に基づくものです。

※「Rank」は、以下の 3 つに分けています。

- ・ A : 70%以上
- ・ B : 70%未満～40%以上
- ・ C : 40%未満

※「T」はテキストまたは過去問にある肢です。テキストのページ数は、民法は平成 28 年度向け本講座の『Realistic Text』、民法以外は平成 27 年度向け本講座のものです。過去問は、平成の過去問のうち、松本が不要であると判断したものを除いたものです。

※「 $\textcircled{\times}$ 」のマークをつけている問題:過去問の知識では正解にたどり着くことができない問題（2 択や 3 択までいくものも含む）

※「 $\textcircled{\text{テ}}\textcircled{\times}$ 」のマークをつけている問題:テキスト・過去問の知識では正解にたどり着くことができない問題(2 択や 3 択までいくものも含む)

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第 1 問	ア	96.2%	A	T	P23	17-1-オ
	イ			T	P34	15-1-2
	ウ			T	P38	
	エ			T	P56・57	
	オ			T	P46	
第 2 問 $\textcircled{\times}$	ア	85.2%	A	T	P145	
	イ			T	P127	
	ウ			T	P141	
	エ			T	P140	
	オ					
第 3 問 $\textcircled{\text{テ}}\textcircled{\times}$	①	72.5%	A	T	P178	
	②			T	P178	
	③			T	P178	
	④					
	⑤			T	P179	22-3-③
	⑥			T		

第4問 ⑥ ×	ア	93.1%	A	T	I・P107	24-4-イ
	イ			T	II・P321	
	ウ			T	(I・P24)	
	エ			T	I・P13	3-12-2
	オ			T	I・P14	
第5問	ア	88.7%	A	T	I・P50	19-7-イ
	イ			T	I・P48	19-7-ウ, 15-5-イ, 11-3-エ
	ウ			T	I・P47	19-7-エ, 15-5-オ, 11-3-ウ
	エ					
	オ			T	I・P47	
第6問 ⑥ ×	ア	81.4%	A	T	不I・P225	午後18-13-エ, 午後10-19-ア, 午後3-22-4
	イ			T	I・P188	
	ウ			T	I・P130	
	エ			T	I・P329	
	オ					
第7問	ア	96.2%	A	T	I・P66	
	イ			T	I・P64	
	ウ			T	II・P155	17-8-イ, 11-16-イ, 10-14-エ, 8-9-オ, 2-7-3
	エ			T	II・156	22-7-ウ, 10-14-エ, 7-16-オ, 4-15-ウ
	オ			T	I・P50	19-7-ア
第8問	ア	78.4%	A	T		23-8-エ
	イ			T	I・P340	
	ウ			T	I・P172	23-8-オ, 16-13-オ
	エ			T		23-8-イ
	オ			T	I・P171	13-7-ウ, 9-15-ア
第9問 ⑥ ×	ア	60.8%	B	T	I・P194	占有保持の訴え(15-9-オ)
	イ			T	I・P187	(22-8-ア, 16-13-ア)
	ウ			T	I・P204	1-6-3
	エ			T	I・P204	14-11-オ
	オ			T	I・P200	所有権の推定(14-12-イ)
第10問	ア	96.6%	A	T	I・P219	19-10-ア, 17-10-エ, 15-11-エ,

						12-10-エ
	イ			T	I・P217	19-10-イ, 15-11-イ, 4-11-イ, 1-7-5
	ウ			T	I・P216	26-7-イ, 12-10-ア, 5-10-オ
	エ			T	I・P222	22-9-エ
	オ			T	不I・P273	(21-21-オ), 17-14-ア
第11問	ア	94.5%	A	T	I・P232	11-10-6, 7-13-ア, 4-12-5
	イ			T	I・P232	24-10-オ
	ウ			T	I・P233	23-12-エ
	エ			T	I・P233	4-12-2
	オ			T	I・P234	20-12-ウ, 2-4-1
第12問	ア	93.8%	A	T	I・P245	17-12-ア, 13-9-オ
	イ			T	I・P242	22-12-イ, 13-9-ウ, 1-3-3
	ウ			T	I・P245	22-12-ウ
	エ			T	I・P243	22-12-エ, 17-12-オ, 10-11-オ
	オ					
第13問 Ⓢ ×	ア	53.6%	B	T	I・P258	24-12-ウ, 15-14-ウ
	イ			T	I・P264	17-13-ア, 15-14-ア, 7-17-1, 2-8-2, 1-4-4
	ウ			T	I・P258, II・P62, 67	
	エ			T	I・P268	14-7-ア
	オ			T	I・P267, II・P82	
第14問	ア	83.8%	A	T	不II・P143	
	イ			T	不II・P175	
	ウ			T	不II・P188	22-15-イ
	エ			T	不II・P140	
	オ			T	不II・P211	午後12-16-エ
第15問 Ⓢ ×	ア	78.0%	A	T		25-12-4
	イ					
	ウ			T	I・P341	
	エ			T	I・P342	21-15-オ

	オ			T	不Ⅱ・P80	午後 25-24-オ
第 16 問 ⓪ ×	ア	75.3%	A	T	Ⅱ・P8	
	イ			T	Ⅱ・P9	
	ウ			T	Ⅰ・P8	
	エ			T	Ⅱ・P8	
	オ			T	Ⅱ・P8	
第 17 問	ア	90.7%	A	T	Ⅱ・P62	
	イ			T	Ⅱ・P72	19-19-エ, 8-7-オ, 6-1-ア
	ウ			T	Ⅱ・P73	8-7-イ
	エ					
	オ			T	Ⅱ・P71	7-6-ウ
第 18 問	ア	75.3%	A	T	Ⅱ・P116	24-16-3
	イ			T	Ⅱ・P27	6-8-イ
	ウ			T	Ⅱ・P81	
	エ			T	Ⅱ・P50	25-16-エ, 10-7-オ, 6-1-エ
	オ			T	Ⅱ・P114	
第 19 問	ア	81.8%	A	T	Ⅱ・P125	20-17-ア
	イ			T	Ⅱ・P190	19-4-ア
	ウ			T	Ⅱ・P190	借主のみ (7-1-1)
	エ					
	オ			T	Ⅱ・P190, Ⅰ・115	20-17-ウ, 19-4-オ, 1-13-4
第 20 問	ア	81.8%	A	T	Ⅱ・P299	24-23-C, 16-24-イ, 11-18-エ
	イ					
	ウ			T	Ⅱ・P297~298	16-24-オ, 12-20-オ
	エ			T	Ⅱ・P294	24-21-オ, 18-21-オ
	オ			T	Ⅱ・P295	18-21-エ, 14-19-ウ, 8-8-エ
第 21 問 ⓪ ×	ア	95.2%	A	T	Ⅰ・P19	9-1-1, 5-8-3
	イ			T	Ⅰ・P17	22-21-オ, 14-20-イ
	ウ			T	Ⅱ・P324	
	エ			T	Ⅰ・P17	
	オ					
第 22 問	ア	86.9%	A	T	Ⅱ・P338	8-21-エ

	イ			T	Ⅱ・P338	23-22-エ, 20-24-オ, 17-23-エ, 14-21-ア, 8-21-ア, 2-6-2
	ウ			T	Ⅱ・P342	14-22-2
	エ			T	Ⅱ・P342	10-21-イ
	オ			T	Ⅱ・P343	
第23問	ア	94.2%	A	T	Ⅱ・P58	22-23-ア, 1-14-3
	イ			T	Ⅱ・P357	
	ウ			T	Ⅱ・P35	23-23-オ, 20-18-ア, 15-23-ウ
	エ			T	I・P161	13-6-2
	オ			T	Ⅱ・P360	23-23-エ, 15-23-オ, 11-22-オ, 7-21-イ
第24問	ア	94.5%	A	T	P24	7-26-1
	イ			T	P26	
	ウ			T	P51	
	エ			T	P93	22-26-エ, 14-25-1
	オ			T	P20 (24)	23-24-オ
第25問 Ⓢ ×	ア	82.1%	A	T	P32	
	イ			T	P33	21-24-ア
	ウ			T	P113	
	エ			T	P33	
	オ			T	P113	3-27-ア
第26問 Ⓢ ×	ア	78.4%	A	T	P128	
	イ			T	(P125)	
	ウ					
	エ			T	P122	22-25-イ
	オ			T	P124	
第27問 Ⓢ ×	ア	76.3%	A	T	I・P86	
	イ			T	I・P60	
	ウ			T	I・P93	22-27-オ
	エ			T	Ⅱ・P289	
	オ			T	Ⅱ・P289	
第28問 Ⓢ	ア	33.3%	C	T	(I・P213)	
	イ			T	I・P172	

×	ウ			T	I・P171	
	エ			T	I・P278	
	オ			T	I・P167, I・P278	
第29問 ㊦ ㊧ ×	ア	89.0%	A	T	I・P104	18-30-ウ
	イ			T	I・P313	20-32-ア
	ウ			T	I・P315	25-30-イ, 20-32-イ, 午後16-34-イ
	エ					
	オ					
第30問	ア	77.3%	A	T	I・P439	18-35-ア
	イ			T	I・P440	
	ウ			T	I・P440	18 記
	エ			T	I・P405, I・P439	
	オ			T	(I・P438)	会社法 353 条 (18-33-エ)
第31問 ㊧ ×	ア	87.0%	A	T	II・P65	
	イ			T	II・P59・60	会計監査人のみ (19-33-エ)
	ウ			T	II・P62	
	エ					
	オ			T	II・P74	存続期間の満了のみ (3-31-1)
第32問	ア	59.5%	B	T	II・P99	
	イ			T	II・P111	3-40-3
	ウ			T	II・P110	
	エ			T	II・P106	21-31-ウ
	オ			T	II・P115 (116)	
第33問 ㊦ ㊧ ×	ア	70.4%	A			
	イ					
	ウ					
	エ					
	オ					

第34問	ア	77.0%	A	T	Ⅱ・P250	
	イ			T	Ⅱ・P258・285	
	ウ			T	Ⅱ・P258	
	エ			T	Ⅱ・P263	15-35-イ
	オ			T	Ⅱ・P247	
第35問 ㊦ ㊧ ×	ア	66.3%	B	T	Ⅱ・P399	
	イ					
	ウ					
	エ					
	オ					

平成 27 年度本試験午後択一（肢別分析表）

※「正答率」は、辰巳法律研究所の Web 択一再現（平成 27 年 7 月 9 日〔木〕午前時点）に基づくものです。

※「Rank」は、以下の 3 つに分けています。

- ・ A : 70%以上
- ・ B : 70%未満～40%以上
- ・ C : 40%未満

※「T」はテキストまたは過去問にある肢です。テキストのページ数は、民法は平成 28 年度向け本講座の『Realistic Text』、民法以外は平成 27 年度向け本講座のものです。過去問は、平成の過去問のうち、松本が不要であると判断したものを除いたものです。

※「 $\textcircled{\times}$ 」のマークをつけている問題:過去問の知識では正解にたどり着くことができない問題（2 択や 3 択までいくものも含む）

※「 $\textcircled{\text{T}}\textcircled{\times}$ 」のマークをつけている問題:テキスト・過去問の知識では正解にたどり着くことができない問題(2 択や 3 択までいくものも含む)

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第 1 問	ア	74.7%	A			
	イ			T	P38	6-3-2
	ウ			T	P40	7-4-3
	エ			T	P35	17-4-ア, 3-1-2
	オ					
第 2 問	ア	83.7%	A	T	P211	25-1-イ, 23-2-イ, 21-3-イ
	イ			T	P211	5-4-2
	ウ			T	P211	
	エ			T	P211	5-4-4
	オ			T	P213	
第 3 問	ア	84.4%	A	T	P19	(2-4-5)
	イ			T	P103	
	ウ			T	P237	17-2-イ, 2-4-2
	エ			T	P106	
	オ			T	P25	2-4-1

第4問	ア	89.9%	A	T	P35	11-4-ア
	イ			T	P152	11-3-1
	ウ			T	P130	
	エ					
	オ			T	P130	23-5-ア
第5問	ア	68.4%	B	T	P88	11-1-3
	イ			T	P183・184	26-5-ア, 9-5-ア, 6-4-2, 4-4-1
	ウ			T	P57	22-5-ア, 6-1-2
	エ			T	P186	
	オ			T	P185	22-5-イ
第6問	ア	86.5%	A	T	P358	23-6-ア, 21-6-6, 18-6-1
	イ			T	P361	23-6-イ, 18-6-3
	ウ			T	P359	23-6-ウ, 18-6-4, 5-2-3
	エ			T	P362	
	オ			T	P365	(15-6-エ, 7-7-4)
第7問 ⑥ ×	1	62.5%	B	T	P279	
	2			T	P279	
	3			T	P279	
	4			T	P279	
	5			T	P279	
第8問	ア	95.1%	A	T	P146	17-8-ア
	イ			T	P120	11-8-エ, 8-8-ウ, 2-9-エ
	ウ			T	P122	公務員のみ (15-8-イ)
	エ			T	P151	21-8-エ, 16-8-オ
	オ			T	P159	(6-8-ウ, 3-10-ウ)
第9問	ア	77.8%	A	T	P12・民ⅡP96	
	イ			T	(P11)	(13-8-1, 1-13-4)
	ウ			T	P59	21-9-オ, 13-8-3
	エ			T	P12	22-10-ア, 19-11-イ, 13-8-2, 10-9-ウ
	オ			T	P12	10-9-エ, 4-11-エ

第10問 ④ ×	ア	73.6%	A	T	P45	
	イ			T	P47	20-11-イ
	ウ			T	P42	
	エ					
	オ			T	P38	
第11問	ア	71.9%	A	T	P54・26	(23-10-ア, 17-9-エ, 17-9-オ, 9-11-1)
	イ			T	P52	23-10-エ
	ウ			T	P52	23-10-イ
	エ			T	P52	23-10-イ, 9-11-5
	オ			T	P50	23-10-ウ, 9-11-2
第12問 ④ ×	1	80.2%	A	T	I・P182	22-19-エ
	2			T	I・P70	
	3				(I・P70)	
	4			T	I・P72	
	5			T	I・P89	19-21-ウ
第13問 ④ ×	ア	56.3%	B			
	イ			T	I・P35	
	ウ			T	I・P35	
	エ			T	I・P34	23-23-ウ, 17-16-エ
オ	T					
第14問	ア	49.3%	B	T	I・P194 (197)	
	イ			T	II・P272	5-27-ウ
	ウ			T	II・P317	5-25-1
	エ			T	II・P59	
	オ			T	II・P252	
第15問 ④ ×	ア	31.6%	C			
	イ			T	II・P279	
	ウ			T	II・P283	
	エ			T	II・P67	
	オ			T	II・P127	14-20-2

第16問	ア	70.8%	A	T	Ⅱ・P193	22-21
	イ					
	ウ			T	(Ⅱ・P266)	(10-12-ウ, 1-22-4)
	エ			T	Ⅱ・P76	5-13-2
	オ			T	I・P295	17-1-オ
第17問 Ⓢ ×	ア	20.1%	C	T	I・P134, 127	
	イ			T	I・P134(305), 127	
	ウ			T	I・P134, 127	(13-15-イ)
	エ			T	I・P134, 127	
	オ					
第18問	ア	62.2%	B	T	I・P294	
	イ			T	I・P200	(19-26-ウ, 19-23-ア)
	ウ			T	I・P306	21-16-5, 4-21-4
	エ			T	I・P156	12-19-5, 8-25-ウ
	オ			T	執P398・304	
第19問 Ⓢ ×	ア	45.5%	B	T	Ⅱ・P228(333)	2-24-カ
	イ			T	I・P129	(24-24-オ, 21-23-イ)
	ウ			T	I・P294	22-18-ア
	エ			T	I・P155	
	オ			T	Ⅱ・P130	21-23-ウ
第20問	ア	82.6%	A	T	Ⅱ・P244	22-12-ア
	イ			T	Ⅱ・P235	
	ウ			T	I・P281	18-19-ウ
	エ			T	Ⅱ・P214	9-27-イ, 2-23-2
	オ			T	Ⅱ・P285	
第21問 Ⓢ ×	ア	38.5%	C	T	Ⅱ・P307	18-25-ウ
	イ					
	ウ			T	Ⅱ・P324	21-24-イ, 5-25-3
	エ					
	オ			T	I・P283	4-17-2

第22問	ア	87.5%	A	T	I・P9	11-27-ア, 8-14-エ, 6-16-イ, 1-15-4
	イ			T	II・P263	15-23-イ, 6-16-ア
	ウ			T	II・P263	1-15-3
	エ			T	II・P272	5-27-ア
	オ			T	II・P279	17-23-ウ
第23問 ⑥ ×	ア	49.7%	B			17-26-イ, 12-16-ウ, 6-21-4
	イ			T	II・P89	
	ウ			T	II・P87	
	エ			T	II・P337	
	オ			T	II・P197	
第24問	ア	77.1%	A			
	イ			T	II P234	14-12-ウ, 4-18-3
	ウ					
	エ					
	オ			T	II・P224	4-15
第25問 ⑦ ⑥ ×	ア	27.1%	C	T	民II・P359	19-13-イ, (15-23-エ, 8-18-オ, 7-21- ウ)
	イ					
	ウ			T	民II・P384	5-26-1
	エ					
	オ					
第26問 ⑦ ⑥ ×	ア	82.6%	A			
	イ			T	I・P275	9-14-ア, 7-15-ウ
	ウ					
	エ			T	I・P275	
	オ			T	I・P277, 273 ~274	

第27問	ア	58.0%	B			
	イ			T	Ⅱ・P321	12-25-2
	ウ			T	Ⅱ・P322	12-25-4
	エ			T	Ⅱ・P327	23-21-ア, 22-22-カ, 14-25-ウ, 7-17-3
	オ			T	Ⅱ・P326	23-21-エ
第28問	ア	80.6%	A		(Ⅰ・P77)	
	イ			T	Ⅰ・P63, 89	24-28-オ, 18-30-ウ, 午前22-27-エ, 午前21-27-3
	ウ			T	Ⅰ・P57	午前18-32-ウ
	エ			T	Ⅰ・P57, 63	19-29-イ, 午前22-27-ウ
	オ			T	Ⅰ・P71, 79	17-1-オ
第29問 Ⓢ ×	ア	57.3%	B	T	補講レジュ メ・P4	17-1-オ
	イ			T	Ⅰ・P460~461	
	ウ			T	Ⅰ・P344 (365)	
	エ			T	Ⅰ・P360	14-34-ア
	オ			T	Ⅰ・P342	17-32-4, 6-28-ア
第30問	ア	78.5%	A	T	Ⅰ・P242	6-29-イ
	イ					
	ウ			T	Ⅰ・P256	(23-31-ウ), 17-33-エ
	エ			T	Ⅰ・P150	
	オ			T	Ⅰ・P228, 243	19-31-オ
第31問 Ⓢ ×	ア	41.0%	B	T	Ⅱ・P18	15-28-エ
	イ			T	Ⅱ・P27	
	ウ			T	Ⅱ・P18	15-28-エ
	エ			T	Ⅱ・P26	
	オ			T	Ⅱ・P27・28	

第32問	ア	70.1%	A	T	Ⅱ・P90	
	イ					
	ウ			T	Ⅱ・P121・122	20-30-イ
	エ			T	Ⅱ・P110, 103	22-34-ア, 19-35-ウ, 18-35-ウ 午前 23-34-ア, 午前 21-31-ア, 午前 20-35-ウ, 午前 15-28-3, 午前 1-39-1
				オ	T	
第33問 ㊦ ㊧ ×	ア	10.4%	C			
	イ					
	ウ					
	エ					
	オ					
第34問 ㊧ ×	ア	46.5%	B	T	Ⅱ・355 (Ⅰ・16), Ⅱ・341, Ⅱ・341	26 記, 24 記, 23 記
	イ			T		
	ウ			T		
	エ			T		
	オ			T		
第35問 ㊧ ×	ア	68.4%	B	T	Ⅰ・P40, 不Ⅰ・P42	
	イ			T	Ⅰ・P41	
	ウ			T	Ⅰ・P41	
	エ					
	オ					

平成 26 年度本試験午前択一・肢別テキストおよび過去問との対照表

※ 「T」はテキストまたは過去問にある肢です（テキストのページ数は、平成 26 年度向けリアリスティック一発合格松本基礎講座の『Realistic Text』のものです）。

※ 「⊗」のマークをつけている問題：過去問の知識では正解にたどり着くことができない問題（2 択や 3 択までいくものも含む）

※ 「⊕」のマークをつけている問題：テキスト・過去問の知識では正解にたどり着くことができない問題（2 択や 3 択までいくものも含む）

			テキスト	過去問
第 1 問 ⊗	ア	T	P48	
	イ	T	P47	
	ウ	T	P48	
	エ	T	P50	
	オ	T	P48	
第 2 問 ⊗	1	T	P129	
	2	T	P120	
	3	T	P123	18-2-4
	4	T	P118	
	5			
第 3 問 ⊗	ア	T	P145	19-2-ア
	イ	T	P145	
	ウ	T	P151	
	エ	T	P152	
	オ	T	P150	19-2-ウ
第 4 問 ⊗ ⊕	ア			
	イ			
	ウ			
	エ			
	オ			
第 5 問	ア	T	I・P78	22-5-エ
	イ	T	I・P78	22-5-イ, 9-2-ウ
	ウ	T	I・P76	18-4-ア, 12-3-3
	エ	T	I・P87	13-3-イ
	オ	T	I・P90	

第 6 問 ⊗	ア	T	I・P125	15-7-ア
	イ	T	I・P127	
	ウ			
	エ	T	I・P125	
	オ	T	I・P126	15-7-ア (再度の催告についてはなし)
第 7 問 ⊗	ア	T	I・P144	
	イ	T	I・P216	
	ウ	T	I・P194	
	エ	T	I・P143	1-5-2
	オ	T	I・P134	18-7-ウ, 8-15-2, 1-5-1
第 8 問 ⊗	ア	T	I・P159	
	イ	T	I・P159 (I・P153)	6-9-イ
	ウ	T	I・P159	18-10-オ
	エ	T	I・P154	
	オ	T	I・P158	18-10-イ, 8-4-エ, 7-16-イ, 6-9-エ, 4-15-オ
第 9 問 ⊗ △	ア	T	I・P208	
	イ			
	ウ	T	I・P209	
	エ	T	I・P208	
	オ			
第 10 問 ⊗	ア	T	I・P235	地上権のみ (22-10-ウ, 3-11-2)
	イ	T	I・P274	地上権のみ (25-10-イ, 午後 9-16-イ)
	ウ	T	I・P235	地上権のみ (2-17-1, 午後 18-17- ア, 午後 8-21-エ)
	エ		(I・P229)	
	オ	T	I・P232	地上権のみ (20-12-オ)
第 11 問 ⊗	ア	T	I・P253	
	イ	T	I・P253	16-14-オ, 15-13-エ
	ウ	T	I・P253	
	エ	T	I・P253	24-11-イ, 15-13-ア, 10-12-イ, 1-9-4
	オ	T	I・P252	

第 12 問 ⊗	ア	T	I・P276	
	イ	T	II・P70	17-19
	ウ	T	I・P333	
	エ	T	I・P329	債務者のみ (4-9-4)
	オ	T	I・P287	23-13-エ, 17-14-ウ
第 13 問	ア	T	I・P296	21-14-ウ, 17-15-ウ, 12-16-3, 1-11-ア
	イ	T	I・P302	17-15-イ
	ウ			
	エ			
	オ	T	I・P301	
第 14 問	ア	T	不 II・P149	
	イ	T	不 II・P135	16-15-イ, 2-13-5
	ウ	T	不 II・P103	22-15-オ, 17-16-エ, 15-13-ウ,
	エ	T	不 II・P197	17-16-ウ, 15-13-イ, 午後 14-20-3, 午後 8-15-エ
	オ	T	不 II・P197	17-16-オ, 午後 5-15-イ, 午後 1-17-5
第 15 問	ア			
	イ	T	I・P341	
	ウ	T	I・P341	21-15-エ
	エ	T	I・P341	11-9-エ
	オ	T	I・P340	22-12-オ, 21-15-ア
第 16 問 ⊗	ア	T	II・P14・15, II・P34	債権者代位権のみ (2-5-3)
	イ	T	II・P26, II・P38	債権者代位権のみ (6-8-ア, 2-5-1)
	ウ	T	I・P251 (II・P39)	
	エ	T	II・P25, II・P37	債権者代位権のみ (2-5-3)
	オ	T	訴・P61, II・P32	
第 17 問 ⊗ △	ア		II・P76	
	イ		II・P85	債権譲渡のみ (3-18-イ)
	ウ			
	エ		II・P82	債権譲渡のみ (7-7-ウ)
	オ		I・P238	

第 18 問 ⊗ ⊕	ア			
	イ	T	Ⅱ・P226	19-20-ウ, 4-3-4
	ウ		Ⅱ・P226	
	エ	T	Ⅱ・P225	
	オ			
第 19 問 ⊗	ア	T	Ⅱ・P125	
	イ			
	ウ	T		18-20-イ
	エ			
	オ	T	I・P125	
第 20 問	ア	T	Ⅱ・P303	9-22-2
	イ			
	ウ	T	Ⅱ・P317	13-18-ウ
	エ	T	Ⅱ・P308	24-23-C
	オ			
第 21 問 ⊗	ア	T	Ⅱ・P321	
	イ	T	Ⅱ・P322	10-18-ク
	ウ	T	Ⅱ・P322	12-22-イ
	エ	T	Ⅱ・P325, 不 I P108	
	オ	T	Ⅱ・P327	
第 22 問 ⊗	ア	T	Ⅱ・P365	1-19-エ
	イ	T	Ⅱ・P366	4-23-4
	ウ	T	Ⅱ・P368	
	エ	T	Ⅱ・P367	25-22-イ, 19-24-エ, 5-22-キ
	オ	T	不 I P262, 263~264	
第 23 問 ⊗	ア	T	Ⅱ・P380	13-22-ア, 2-23-5
	イ	T	Ⅱ・P382	
	ウ	T	Ⅱ・P384	
	エ	T	Ⅱ・P384	
	オ			
第 24 問	ア	T	P56	
	イ	T	P69	14-25-5, 2-25-1
	ウ	T	P71	22-24-エ

	エ	T	P67	処断刑のみ (6-25-イ)
	オ			
第 25 問 ⊗	ア	T	P78	
	イ	T	P79	
	ウ	T	P76	
	エ			
	オ	T	P75	1-27-4
	第 26 問 ⊗	ア	T	P135, 140
イ		T	P137	
ウ		T	P135	
エ				
オ		T	P140	
第 27 問 ⊗	ア	T	I・P46	22-27-ア, 18-32-ア, 17-28-ア, 6-34-ウ
	イ	T	I・P48	
	ウ	T	I・P88	
	エ	T	I・P71	設立の廃止のみ (15-29-ウ)
	オ	T	II・P273	
第 28 問 ⊗ △	ア			
	イ			
	ウ			
	エ	T	I・P91	
	オ			
第 29 問 ⊗	ア	T	I・P111~112	
	イ	T	I・P112	
	ウ	T	I・P112	
	エ	T	I・P112	
	オ		(I・P109)	

第 30 問	ア	T	I・P327, I・P399	
	イ	T	I・P328, I・P298	21 記
	ウ	T	I・P327, I・P399	19-31-イ
	エ	T	I・P396	21-29-イ
	オ	T	I・P346	午後 15-32-ア
第 31 問 ⊗	ア			
	イ	T	I・P356, 民ⅡP230	
	ウ	T	I・P356	
	エ			
	オ			
第 32 問 ⊗	ア	T	Ⅱ・P98	
	イ	T	Ⅱ・P101	5-30-オ
	ウ	T	Ⅱ・P113	
	エ			
	オ	T	Ⅱ・P122	
第 33 問 ⊗	ア	T	Ⅱ・P132	
	イ	T	Ⅱ・P132	
	ウ			
	エ			
	オ			
第 34 問 ⊗	ア		Ⅱ・P199	
	イ		Ⅱ・P195	
	ウ	T	Ⅱ・P52, Ⅱ・202	
	エ	T	Ⅱ・P52, Ⅱ・210	事業譲渡のみ (25-33-ア, 14-32-ア, 9-30-ウ)
	オ	T	Ⅱ・P49, Ⅱ・212	
第 35 問	ア	T	Ⅱ・P365	
	イ	T	Ⅱ・P366	
	ウ			
	エ	T	Ⅱ・P366	1-33-2
	オ	T	Ⅱ・P366	14-35-ウ

平成 26 年度本試験午後択一・肢別テキストおよび過去問との対照表

※ 「T」はテキストまたは過去問にある肢です（テキストのページ数は、平成 26 年度向けリアリスティック一発合格松本基礎講座の『Realistic Text』のものです。）。

※ 「⊗」のマークをつけている問題：過去問の知識では正解にたどり着くことができない問題（2 択や 3 択までいくものも含む）

※ 「△」のマークをつけている問題：テキスト・過去問の知識では正解にたどり着くことができない問題（2 択や 3 択までいくものも含む）

			テキスト	過去問
第 1 問 ⊗	ア	T	P93	
	イ	T	P93	
	ウ	T	P96	
	エ	T	P96	
	オ	T	P97	
第 2 問	ア	T	P89	8-1-4
	イ	T	P78	13-1-3, 4-2-4
	ウ	T	P135	20-3-オ, 18-1-エ, 11-1-4, 6-2-3, 2-5-2
	エ	T	P184	16-2-ウ
	オ	T	P90	7-1-2
第 3 問 ⊗ △	ア			
	イ			
	ウ			
	エ	T	P150～151	
	オ			
第 4 問 ⊗	ア	T	P167	12-1-オ
	イ			
	ウ	T	P175	19-4-ア, 14-6-エ, 8-2-2
	エ	T	P15	
	オ			
第 5 問	ア	T	P183	9-5-4, 6-4-2, 4-4-1
	イ			
	ウ			
	エ	T	P182	3-3-5
	オ			

第 6 問	ア	T	P371	22-6-エ
	イ	T	P351	20-6-イ, 14-7-ア, 4-8-4
	ウ	T	P352	20-6-ア, 19-6-イ, 12-7-ウ
	エ			
	オ	T	P355	21-6-3, 20-6-エ, 14-7-イ, 6-7-3
第 7 問 ⊗ △	ア	T	P284	
	イ	T	P287	
	ウ			
	エ			
	オ			
第 8 問	ア	T	P131	11-8-イ, 6-8-イ
	イ	T	P145	17-8-イ
	ウ			
	エ	T	P145	22-8-エ
	オ	T	P131	11-8-ア, 6-8-オ, 2-9-カ
第 9 問 ⊗	ア	T	P44	15-11-5
	イ	T	P58	
	ウ	T	P49	
	エ	T	P32	14-10-1
	オ	T	P36	
第 10 問	ア	T	P71	
	イ	T	P72	
	ウ	T	P71	22-9-オ, 20-9-ア, 3-12-3
	エ	T	P70	22-9-エ, 19-9-エ, 14-9-ア, 6-10-2
	オ	T	P43	14-9-オ
第 11 問 ⊗	ア	T	P99	8-11-4
	イ	T	P8	8-9-イ, 1-14-4
	ウ	T	P80	18-10-エ
	エ	T	P104	
	オ	T	P73	

第12問 ⊗ △	ア	T	Ⅱ・P243	7-19-エ, 3-23-2
	イ	T	I・P271	
	ウ	T	Ⅱ・P70	
	エ			
	オ			
第13問 ⊗ △	ア			
	イ	T	I・P76, I・P77	
	ウ			
	エ			
	オ			
第14問	ア	T	Ⅱ・P268	16-16-エ
	イ	T	Ⅱ・P80	18-15-ウ, 4-28-イ
	ウ	T	Ⅱ・P275	19-25-オ, 4-28-4
	エ	T	Ⅱ・P35	4-28-2
	オ	T	I・P285	22-13-エ, 11-26-ア, 7-20-2
第15問 ⊗	ア	T	Ⅱ・P83・86	
	イ	T	Ⅱ・P196, I・P65	
	ウ	T	I・P133	3-23-4
	エ	T	Ⅱ・P212	
	オ	T	Ⅱ・P289	
第16問	ア	T	I・P171	5-14-ア
	イ	T	I・P174~175	13-26-ア
	ウ	T	I・P166	
	エ	T	I・P167	
	オ	T	I・P172	19-15-オ, 15-13-1, 1-20-4
第17問 ⊗	ア	T	I・P184	13-12-1
	イ	T	I・P182	
	ウ	T	I・P165, I・P187	22-24-オ, 13-26-ウ, 6-21-1, 11-18-ア
	エ	T	I・P192	11-18-イ
	オ	T	I・P185	19-26-オ

第 18 問	ア	T	I・P276	2-16-1
	イ			
	ウ	T	I・P134	11-24-ア
	エ	T	I・P275	2-16-3
	オ	T		3-19-1
第 19 問	ア			
	イ	T	I・P296	19-24-ウ
	ウ	T	I・P294	8-19-エ
	エ	T	I・P299	
	オ	T	I・P299	17-15-オ
第 20 問	ア	T		15-21-3
	イ	T	I・P218	16-23-イ
	ウ	T	I・P227	
	エ	T	死亡の始期付き仮登記の性質から当然にわかる	
	オ			
第 21 問	ア	T	Ⅱ・P226	14-12-イ, 13-21-5
	イ	T	民Ⅱ・P384	午前 25-22-エ, 午前 22-22-エ, 午前 18-24-ウ, 午前 8-20-ウ, 午前 2-23-4,
	ウ	T	I・P113	18-14-ウ
	エ	T	I・P251	19-12-イ, 5-26-3
	オ	T		22-25-オ
第 22 問 ⊗	I	T	Ⅱ・P52, Ⅱ・P43, Ⅱ・P38	22 記, 11-21-イ
	Ⅱ	T	Ⅱ・P52, Ⅱ・P43, Ⅱ・P38	25-27-イ, 18-24-エ, 13-19-5
	ア	T	Ⅱ・P38	
	イ	T	Ⅱ・P38	
	ウ	T	Ⅱ・P38	
	エ	T	Ⅱ・P38	
	オ	T	Ⅱ・P38, Ⅱ・P35	
第 23 問	ア	T	Ⅱ・P153	22-22-イ, 9-14-ウ, 9-23-エ
	イ	T	Ⅱ・P128	
	ウ	T	Ⅱ・P128	
	エ	T	Ⅱ・P128	20-14-イ, 10-21-オ
	オ	T	Ⅱ・P197	14-20-4

第 24 問	ア	T	I・P153	16-14-オ
	イ	T	記述第 12 問 P15	
	ウ	T	I・P155	16-14-イ
	エ	T	I・P153	
	オ	T	I・P155	16-14-イ
第 25 問 ⊗ △	ア			
	イ			
	ウ			
	エ			
	オ			
第 26 問 ⊗	ア	T	Ⅱ・P311	21-20-オ
	イ	T	Ⅱ・P310	23-21-ア, 23-21-イ, 23-21-ウ, 21-20-ア, 16-15-オ, 8-19-オ, 7-17-1, 4-29-1
	ウ	T	Ⅱ・P310	
	エ			
	オ	T	Ⅱ・P308	
第 27 問 ⊗	ア			
	イ			
	ウ			
	エ	T	Ⅱ・P95	
	オ	T	Ⅱ・P95	8-13-イ, 4-27-3
第 28 問 ⊗ △	ア			
	イ	T	I・P9	
	ウ	T	I・P26	
	エ			
	オ			
第 29 問	ア	T	I・P82	23-21-ウ
	イ	T	I・P81	
	ウ	T	I・P80	9-28-4
	エ			
	オ	T	I・P61	

第 30 問 ⊗	ア	T	Ⅱ・P328	
	イ	T	Ⅱ・P331	19-28-イ
	ウ			
	エ	T	Ⅱ・P330	
	オ	T	Ⅱ・P327	16-28-イ
第 31 問 ⊗	ア	T	I・P149	
	イ	T	I・P149	
	ウ	T	I・P149	
	エ	T	I・P149	
	オ	T	I・P149	
	カ	T	Ⅱ・P243 (I・P149)	
	キ	T	I・P149	
第 32 問 ⊗	ア		I・P449 (446)	
	イ	T	I・P446	
	ウ	T	I・P378	
	エ	T	I・P446	
	オ	T	Ⅱ・P68	
第 33 問	ア			
	イ	T	I・P223	20-33-ウ, 14-33-1
	ウ	T	I・P207	14-33-4
	エ	T	I・P223	22-29-エ
	オ	T	I・P230	
第 34 問 ⊗	ア	T	I・P313	
	イ	T	I・P134~135	21-30-エ
	ウ	T	記述第 2 問 P14	
	エ			
	オ	T	I・P330	11-29-5, 2-32-5
第 35 問 ⊗	ア	T	Ⅱ・P209	午前 21-33-エ
	イ	T	Ⅱ・P204	
	ウ	T	Ⅱ・P213	
	エ	T	Ⅱ・P210, Ⅱ・P209	分割会社のみ (午前 18-29-オ, 午前 14-32-ウ)
	オ			

講座専用ブログの過去問情報・見本

<民法8回目>

ご受講お疲れ様でした。

民法8回目の講義の最後に申し上げた、解いていただく過去問 (NO. 96, 97, 101, 161, 162, 164~168, 172, 182, 183, 186~190, 192, 194~197, 199, 200, 202, 203) の情報をお伝えします。

「テキスト未掲載の知識」(※) は、不要とされたものを除いて補充してください。どの肢がテキスト未掲載の知識かは、本ブログをご覧になればわかりますが、過去問集にも「☆」の印を付けるなど、わかるようにしておく、後で学習がしやすくなります。

※ガイダンスで申し上げましたが、テキストには過去問知識はほとんど載せていますが、一部載せていません。本試験では、すべての肢が既存知識で構成される問題のほうが少ないため、学習していない知識も含まれている問題を解く練習をしていただくためです。

以下の文章は、必ず民法8回目の講義終了後、上記の過去問を解いた後でご覧ください。ただし、1問解いてその問題のみご覧いただくということは構いません。

【NO. 96】

※P193・194にありますとおり、占有権は代理人を通じて認められます。また、P193にありますとおり、代理占有により時効取得することもできます。

※1の根拠は、P138・193です。

※2の根拠は、P138・193です。

※3の根拠は、P138・139です。このように1つ前の占有者の占有のみを合算することも可能です。1つ前の占有者 (B) の占有のみを主張すれば、占有開始時に善意無過失となります (P139)。このことから、P135のふき出しの緑の視点がおわかりいただけると思います。

※4の根拠は、P213です。Aは代理占有 (間接占有) を失っています (P213)。

※5の根拠は、P198~199です。

【NO. 97】

※1の根拠は、P136です。

※2の根拠は、P139です。

※3の根拠は、P195です。P195のexにありますとおり、Bは買主ですので、自主占有が認められます。

※4の根拠は、P213です。

※5の根拠は、P193です。

【NO. 101】

※アの根拠は、P151です。

※イの根拠は、P224です。Cは「実体上の権利を有しない者」(P224)です。

※ウの根拠は、P150です。

※エの根拠は、P149です。

※オの根拠は、P140です。

【NO. 161】

※アの根拠は、P205・201です。

※イの根拠は、P213(194)です。

※ウの根拠は、P212です。

※エの根拠は、P212です。

※オの根拠は、P207です。

【NO. 162】

※アの根拠は、P201(193)です。

※イの根拠は、P202です。

※ウの後半は、P206です。

※エの根拠は、P202です。

※オの根拠は、P203です。

【NO. 164】

※アの根拠は、P194・201です。

※イの根拠は、P213です。代理占有関係が消滅していますので、Aは占有回収の訴えを提起できません(P201)。

※ウの後半は、P194です。

※エの根拠は、P197です。

※オの根拠は、P179です。

【NO. 165】

- ※アの根拠は、P203 です。
- ※イの根拠は、P205 です。
- ※ウの後半は、P202 です。
- ※エの根拠は、P206 です。
- ※オの根拠は、P201 です。

【NO. 166】

- ※アの根拠は、P208 です。
- ※イの根拠は、P209 です。
- ※ウの後半は、P212 です。
- ※エの根拠は、P209 です。P209 でご説明しましたとおり、帰責性があるのが大前提です。損害賠償ですので、悪意者であっても、帰責性がなければ損害賠償責任を負いません。
- ※オの根拠は、P212 です。

【NO. 167】 エ

- ※アの根拠は、P206 です。
- ※イの根拠は、P207 です。
- ※ウの後半は、P207 です。
- ※エは、テキスト未掲載の知識ですが、細かいので知識として補充する必要はありません。
- ※オの根拠は、P206 です。

【NO. 168】

- ※アの根拠は、P201 です。
- ※イの根拠は、P139 です。
- ※ウの根拠は、P208 です。賃料は法定果実です (P42)。
- ※エの根拠は、P209 です。
- ※オの根拠は、P212 です。善意か悪意かで違いが出るのは、裁判所の期限の許与のハナシのみです (P212)。この緑も思い出せたかをご確認ください。緑は多くの知識に使えるので、記憶する価値が最も高いです。

【NO. 172】

- ※1の根拠は、P193 です。
- ※2の根拠は、P208 です。

※3の根拠は、P212です。善意か悪意かで違いが出るのは、裁判所の期限の許与のハナシのみです(P212)。この緑も思い出せたかをご確認ください。緑は多くの知識に使えるので、記憶する価値が最も高いです。

※4の根拠は、P201です。

※5の根拠は、P206です。

【NO.182】ア～エ

※この問題が、P215で申し上げた平成23年度の問題です。ア～エは、Dランクですので、知識として補充する必要はありません。P215に書き込みましたとおり、常識で考えてみてください。

※オの根拠は、P215です。

【NO.183】

※アの根拠は、P219です。

※イの根拠は、P218です。Cに対する損害賠償請求権と、P218の償金請求権は、別の話です。

※ウの根拠は、P220です。

※エの根拠は、P221です。加工において、加工前の動産が依頼主の所有物でなければならないという要件はありません(P221)。

※オの根拠は、P220です。

【NO.186】ア・オ

※アは、講義でまだ触れていない知識です。民事訴訟法で扱います。

※イの根拠は、P215です。

※ウの根拠は、P217です。

※エの根拠は、P216です。

※オは、Dランクです。捨ててください。

【NO.187】

※アの根拠は、P216です。

※イの根拠は、P216です。

※ウの後半は、P217です。

※エの根拠は、P217です。P217の民法213条に「袋地となることを認識していた場合は、囲繞地通行権は成立しない」という要件はありません。とにかく出してあげる必要があります。

ますので（P216 マル1），この場合でも囲繞地通行権は成立します。

※オの根拠は，P217 です。

【NO.188】ア～オ

※P217 に関する学説問題です。繰り返しになりますが，学説問題については，テキスト未掲載の知識は補充する必要はありません。第1説は「(P217の人物関係でいうと) C↑，特定承継人 (P217の人物関係でいうと) D↓」であり，第2説は「(P217の人物関係でいうと) 特定承継人D↑，(P217の人物関係でいうと) C↓」です（以下，この人物関係でご説明していきます）。この二当事者対立から考えてください（学説問題・推理レジュメのP2・3の「二当事者対立」の解法です）。

※アは，「無償の利用関係の受忍という負担が永久に付いてまわるというのは，…正当でない」と言っています。負担が付くのはDですが，それが正当ではないということは，Dの味方の説（D↑）である第2説となります。

※イは，「残余地以外の主地の所有者に不測の不利益が及ぶことになるのは不合理である」と言っています。「残余地以外の主地の所有者」とは，Cのことです。Cに不測の不利益が及ぶことになるのは不合理であるということですので，Cの味方の説（C↑）である第1説といえます。

※ウは，「物権的負担…であり，対人的な関係を定めたものではない」と言っています。つまり，残余地に物権的負担として付いてくるから，Dは負担するべきだということになります。よって，Dの敵の説（D↓）である第1説となります。

※エは，「負担…は，必ずしも外形的に明らかな事情ではない」と言っています。Dがわからないかもしれないということですので，Dの味方の説（D↑）である第2説となります。

※オは，「袋地の所有者が…偶然の事情によってその法的利益を奪われるのは不合理である」と言っています。「袋地の所有者」がP217でいうとBであり，「偶然の事情」が特定承継です。よって，Bが従前どおり囲繞地通行権を主張できるということですので，第1説となります。

【NO.189】

※1の根拠は，P217 です。

※2の根拠は，P216 です。

※3の根拠は，P216 です。

※4の根拠は，P216 です。

※5の根拠は，P217 です。

【NO.190】 オ

※アの根拠は、P227 です。

※イの根拠は、P225 です。

※ウの根拠は、P224 です。

※エの根拠は、P229 です。

※オは、まだ講義で触れていない知識です。不動産登記法で扱います。

【NO.192】 エ

※アの根拠は、P224 です。

※イの根拠は、P223 です。P222・223 でご説明しましたとおり、自己の持分の処分は自由です。

※ウの根拠は、P226 です。

※エは、P228 にありますが、講義で飛ばしたところです。不動産登記法で扱います。

※オの根拠は、P226 です。

【NO.194】

※アの根拠は、P227 です。

※イの根拠は、P225 です。

※ウの根拠は、P224 です。

※エの根拠は、P224 です。

※オの根拠は、P225～226 です。

【NO.195】 イ

※アの根拠は、P226 です。

※イは、まだ講義で触れていない知識です。Ⅱのテキストで扱います。

※ウの根拠は、P226 です。

※エの根拠は、P227 です。

※オの根拠は、P226 です。

【NO.196】

※アの根拠は、P224 です。

※イの根拠は、P225 です。

※ウの根拠は、P225～226 です。

※エの根拠は、P227 です。

※オの根拠は、P224 です。

【NO.197】 ウ

※アの根拠は、P224 です。

※イの根拠は、P224 です。損害賠償請求は、自己の持分のみについてしかできませんが（P224）、単独でできる点にご注意ください。P224 の表の左も右も、単独ではできます。ただ、表の左は共有物全部についてでき、右は自己の持分についてしかできないという違いがあります。

※ウは、まだ講義で触れていない知識です。P338 で扱います。

※エの根拠は、P227 です。

※オの根拠は、P226 です。

【NO.199】

※1の根拠は、P224 です。

※2の根拠は、P226 です。

※3の根拠は、P230 です。

※4の根拠は、P228 です。

※5の根拠は、P226 です。

【NO.200】 1・4

※1はP230 にありますが、売主の担保責任についてはⅡのテキストで扱います。

※2の根拠は、P230（223）です。不分割特約は分割ができないだけで、持分の処分（売却や抵当権設定など）は可能です。

※3の根拠は、P224 です。

※4は、テキスト未掲載の知識ですが、推理できる肢です。Bには抵当権付きの持分が帰属することになりますが、無償でもらえるわけですからBにマイナスとはなりません。

※5の根拠は、P229 です。裁判所による分割をするには、「協議が調わないとき」という要件はありますが、分割協議の請求がどちらからされたものかは関係ありません。

【NO.202】

※アの根拠は、P224 です。

※イの根拠は、P226 です。

※ウの根拠は、P224 です。

※エの根拠は、P226 です。

※オの根拠は，P224 です。

※カの根拠は，P227 です。

【NO. 203】

※アの根拠は，P226 です。

※イの根拠は，P225 です。

※ウの根拠は，P224 です。

※エの根拠は，P229 です。

次回の講義もよろしくお願ひいたします。

松本雅典（本ガイダンス担当講師）

主な担当講座		基礎講座「リアリスティック一発合格松本基礎講座」
著書	勉強法	『司法書士5ヶ月合格法』（自由国民社）
		『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 5ヶ月合格法』（すばる舎）
	テキスト	『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅰ [総則]』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅱ [物権]』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅲ [債権・親族・相続]』（辰巳法律研究所）
	記述	『司法書士 リアリスティック不動産登記法 記述式』（日本実業出版社）
『司法書士 リアリスティック商業登記法[記述式]解法』（日本実業出版社）		
ネットメディア	「All About」で連載中 http://allabout.co.jp/gm/gt/2754/	
ホームページ	「リアリスティック司法書士試験」 http://realistic-sihousyosikenn.jp/	
ブログ	「司法書士試験超短期合格法研究ブログ」 http://sihousyosikenn.jp/	
Facebook	松本 雅典 https://www.facebook.com/masanori.matsumoto.7	
Twitter	松本 雅典（司法書士試験講師）@matumoto_masa https://twitter.com/matumoto_masa	